

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「全年連」という。）の職員の給与等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 職員は、全年連の職員（以下「職員」という。）として採用された者をいう。

(職員の給与等)

第3条 職員の給与は年俸制とし、その額は、会長が定めるものとする。

2 職員は、年俸を給与と賞与に按分しての支給を選択することができる。

(報酬及び給与等の支給日)

第4条 報酬及び給与等の支給日は、次のとおりとする。

(1) 報酬及び給与の支給日は、毎月20日とする。

(2) 前条第2項を選択した職員については、賞与の支給は、6月30日及び12月10日とする。

(3) 前各号の日が、土曜日・日曜日及び祝日の場合は、直前の平日とする。

附 則

1 本規程は、平成25年4月1日から適用する。

2 本規程の施行日前から在職している職員については、従前の給与額及び賞与支給率を適用するものとする。